お知らせ

○長期入院（180日超）する場合の入院料

入院期間が180日を超えた日より、入院基本料の一部が自己負担となります。ご負担いただく金額は下記のようになっております。
何卒ご了承の程、よろしくお願い申し上げます。

入院料区分	ご負担いただく料金（1日につき）
7対1入院基本料	2,720円（税込み）

ただし、以下の方は除外されます。

①厚生労働大臣の定める状態にある方（人工透析を受けている方、人工呼吸器を装着している方など）
②回復期リハビリテーション入院料を算定されている方
③自賠責、労災保険で入院されている方
④15歳未満の方

尚、該当される患者さんにはあらかじめ詳しくご説明させていただきますので何卒ご了承ください。

○入院時食事療養（Ⅰ）の基準について

当院では入院時食事療養（Ⅰ）の届出をおこなっており、
管理栄養士または栄養士によって管理された食事を
適時（夕食については午後6時以降）、
適温で提供しております。